

新富町住民税均等割世帯に対する 臨時特別給付金（5万円/1世帯）のご案内

- 住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割課税のみ世帯を支援する新富町独自の給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり5万円

給付金の支給時期

申請書を受理した日から
3週間後が目安です。

支給対象となる世帯

- 令和3年12月10日時点で新富町に住民登録のある世帯
- 世帯全員が所得割課税がされていない世帯
- 子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）の対象とならない世帯
- 町税等の滞納のない世帯

申請期間

令和4年2月21日（月）～令和4年9月30日（金）
※土日祝を除く平日のみ



支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

給付金の支給を受けるには福祉課窓口で申請手続きが必要となります。申請の際には、ⅠまたはⅡの下記の書類が必要となりますのでご注意ください。

Ⅰ **世帯の全ての方が**、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合に必要な書類

- ① 住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金申請書(請求書) (様式第1号)
- ② 住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金申請に係る町税等の納付状況調査同意書 (様式第1号別紙)

※公簿等で滞納の有無が確認ができない場合は関係書類の提出をお願いする場合があります。

③ 申請・請求者本人確認書類の写し

※申請請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご用意ください。



④ 受取口座を確認できる書類の写し

※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。

Ⅱ **令和3年1月2日以降**に他市町村等から転入した世帯または、世帯の中に転入した方がいる場合に必要な書類

上記Ⅰの①から④の書類

- ⑤ 令和3年度の課税状況を確認できる書類の写し
(令和3年1月1日時点でお住いの市区町村の課税証明書)



Ⅲ その他

- 住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金申請書(請求書)と住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金申請に係る町税等の納付状況調査同意書は新富町ホームページにも掲載していますので、事前にダウンロードしていただくことも可能です。
- 何かご不明な点等ございましたら下記のお問い合わせ先をお願いします。

お問い合わせ

新富町役場 福祉課

社会福祉係 0983-33-6382

高齢者福祉係 0983-33-6056

受付時間

平日8:30~17:15